

Happy New Year

本年が皆様にとりまして幸せな年でありますようにお祈りします。
本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

6日 小寒, 7日 七草, 9日 成人の日, 21日大寒

January 案内

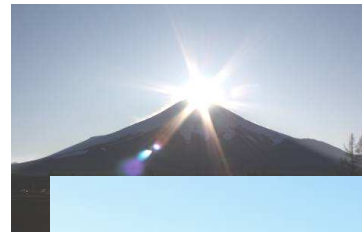
平成 24 年度以降の「子どものための手当」等に関して 12 月 20 日に4大臣及び民主党政調調査会長会合で発表されています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001ypou.html>

☆児童手当法を改正する法律案を次期通常国会に提出するようです。

概要は以下のとおり

- (1) 3歳未満の子ども一人につき月額 15,000 円を、3歳以上小学校修了までの子ども(第1子・第2子)一人につき月額 10,000 円、3歳以上小学校修了までの子ども(第3子以降)一人につき月額 15,000 円を、小学校修了後中学校修了までの子ども一人につき月額 10,000 円を支給する。年少扶養控除廃止に伴う手取り額の減少に対応するため、所得制限以上の者については、中学校修了までの子ども一人につき月額 5,000 円を支給する。
- (2) 所得制限は 960 万円(夫婦、子ども2人)を基準とし、これまでの児童手当制度と同様に扶養親族数等に応じた加減等を行い、被用者・非被用者の水準は同一とする。また、所得制限は、平成 24 年6月分から適用する。
- (3) 所得制限額未満の被用者に対する3歳未満の子どもに係る手当の費用の 15 分の7を事業主が負担し、その他の子どもに係る手当の費用を国と地方が2対1の割合で負担する仕組みとする。なお、都道府県と市町村の負担割合は、1対1とする。
- (4) 公務員については、所属庁から支給する。
- (5) 特別措置法で設けられた、保育料の手当からの直接徴収、学校給食費等の本人同意による手当からの納付、子どもの国内居住要件、施設入所子どもの施設の設置者への支給等については、同様の仕組みを設ける。



上は山中湖花の公園、下は河口湖畔から

民主党の与党になる前のマニフェストはほとんど遂行されていないと言われていますが、今後どのようになってゆくのか、そして国民の審判はいかに？

2. 名言名句

「幸福の秘訣は、自分がやりたいことをするのではなく、
自分がやるべきことを好きになることだ。」

ジェームズ・バリー

3. 法律改正ワンポイント

二国間での社会保障協定

- ①12月13日(火)(現地時間同日)、「社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定」(日・スイス社会保障協定:2010年10月22日署名)の効力発生のための外交上の公文の交換が、スイスのベルンにおいて行われました。これにより、本協定は、2012年3月1日に効力を生ずることになります。
- ②現在、日本の企業等からスイスに一時派遣される被用者等(企業駐在員等)には、日本とスイス両国の年金制度及び医療保険制度への加入が義務付けられるために、**社会保険料を二重に支払わなければならないという問題**や、相手国の年金制度への加入期間が短いために、**年金の受給に必要な期間を満たさず、年金を受給できない、そして納めた保険料が結果的に掛け捨てになってしまうという問題**が生じ

ていて、この協定は、これらの問題の解決を目的としています。

③ この協定の締結により、派遣期間が5年以内の一時派遣被用者等は、原則として、派遣元国の年金制度及び医療保険制度にのみ加入することになるほか、両国での保険期間を通算してそれぞれの国における年金の受給権を確立できることとなります。これにより、企業及び企業駐在員等の社会保険料負担が軽減され、両国間の人的交流及び経済交流が一層促進されることが期待されます。

④この協定は、既に発効済みのドイツ、英国、韓国、米国、ベルギー、フランス、カナダ、豪州、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド及び2012年3月1日に発効予定のブラジルに続く、我が国にとって14番目の社会保障協定となります。

⑤現在、多くの日本人が駐在している中国とは、現時点で協定を締結しておらず、今後は保険料の二重払いの状態が生じることになりそうで、日本政府は、協定締結に向けて10月中旬に中国政府と交渉を開始したようです。【参考】スイスの在留邦人数は8,557名(平成22年10月1日現在)。

4. 統計情報

① 協会けんぽ保険料 10.0%に引上げへ(12月27日)

全国健康保険協会(協会けんぽ)は、2012年度における保険料率(全国平均)が現行の9.5%から10.0%に上昇するとの試算結果を発表した。高齢化による医療費の増加が主な要因であり、引上げは3年連続となる。

②「育休取得後の降格・減給は人事権濫用」東京高裁(12月28日)

育児休業から復帰後に降格・減給されたのは不当であるとして、ゲームソフト制作会社の元女性社員が会社に対し損害賠償などを求めていた控訴審判決で、東京高裁は、35万円の支払いを命じた一審判決(東京地裁)を変更し、賠償額を95万円に増額する判決を言い渡した。裁判長は「本人の同意なく降格・減給したのは人事権の濫用」と判断した。

③ 厚生労働省が12月1日に公表した2010年人口動態統計(確定数)によると、1人の女性が一生の間に産む子どもの数を示す「合計特殊出生率」は1.39で前年の1.37を上回った。出生数と死亡数の差である「自然増減数」はマイナス12万5,708人となり、4年連続のマイナスとなった。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei10/index.html>

④ 厚生労働省は12月14日、2011年の「パートタイム労働者総合実態調査」の結果を公表した。6/1現在の雇用労働者に占めるパートの割合は27.0%で、5年前の前回調査(25.7%)より上昇している。正社員と職務が同じパートのいる事業所は16.7%、人事異動などが同じで実質無期などの「正社員と同視すべきパート」のいる事業所は2.5%だった。<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/132-23.html>

⑤ 雇用保険料率を1.0%に引下げへ(12月15日)

厚生労働省は、雇用保険料率(労使折半)について、今年度の1.2%から0.2ポイント引き下げて、来年度は1.0%に引き下げる方針を明らかにした。財政収支に余裕があるため、労使の負担を軽減したい考え。

⑥ 確定拠出年金 約6割が元本割れ(12月13日)

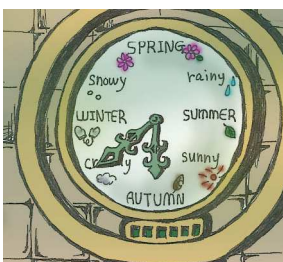
確定拠出年金加入者のうち、元本割れとなっている人の割合が全体の57.8%(9月末時点)に上ることが、格付投資情報センターの調査で明らかになった。世界的な株安などの影響により、半年前の約4割から大幅に増加した

⑦ 共通番号制度 通称は「マイナンバー法」に(12月17日)

政府は、税金と社会保障の個人情報を1つにまとめる共通番号制度の法案概要を取りまとめた。個人の所得を正確に把握し、低所得者等に的確な給付を行うことがねらいで、法律の通称は「マイナンバー法」とする考え。2015年の利用開始を目指すとしている。

⑧ 完全失業率 横ばいの4.5%(12月28日)

総務省が11月の完全失業率を発表し、前月と同じ4.5%だったことがわかった。厚生労働省が発表した同月の有効求人倍率は0.69倍(前月比0.02ポイント上昇)だった。



HRM Tanaka Human Resources Management

新年が始まりました。今年は閏年で366日、1日多い得な年のはずです。が、数日経ち、その有難みが薄らいでゆくような、1日1日があっという間に過ぎていくようにも思えます。今月の名言(ジェームズ・バリーはピーターパンの作者)を胸に刻み、やるべきことをしっかりと見据えて時間に追い立てられるのではなく、「時間を増やす・創る」攻めの気持ちで過ごしてゆくと決意しました。昨年12月に2年振りに富士山を眺めてパワーを充填しました。今年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。(S)